

## 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

### 記

#### 令和元年度健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	説明
％	％	％	％	括弧内の数値は、早期健全化基準の数値を表す。
－ ( 11.25 )	－ ( 16.25 )	14.2 ( 25.0 )	180.2 ( 350.0 )	

#### 令和元年度資金不足比率

特別会計の区分及び名称		資金不足比率
法適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	水道事業会計	％ －
	公共下水道事業会計	－
法非適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	卸売市場事業特別会計	－
	国民宿舎運営事業特別会計	22.5
	農業集落排水事業特別会計	－
宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計	産業立地推進事業特別会計	－

※経営健全化基準は20%